

届出資料の送付方法について

これまで届出のあった資料については、届出の都度郵送しているほか、委員会時にも同様の資料を配布しており、膨大な量の資料を頻繁に郵送することとなっていたため、データでの資料送付に変更することとするもの。

【変更案】

現行	変更後
<ul style="list-style-type: none">・新設または変更の届出の都度、届出資料一式を郵送。・委員会時に届出資料を再度配布。	<ul style="list-style-type: none">・新設または変更の届出の都度、届出資料一式を電子メールで送信。（容量が大きい場合は、メール分割等により送信）・委員会時にのみ、届出資料を紙媒体で郵送または配布。